

報道機関各位

障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

障害福祉サービス事業者に対して、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者の概要

法人名 株式会社 託人會（たくじんかい）
所在地 酒田市相生町一丁目6番11号
代表者 代表取締役 和嶋武美（わじま たけみ）
処分対象事業所名等

	事業所名	サービス	所在地
(1)	福祉施設ひよっこり島	就労移行支援 就労継続支援B型	東田川郡三川町大字猪子 字大堰端338番15号
(2)	福祉施設ひよっこり島 (みかわベース)	生活介護	酒田市南新町一丁目3番 33号
(3)	福祉施設そら	児童発達支援 放課後等デイサービス	酒田市北千日町18番28号
(4)	福祉施設ひよっこり島	児童発達支援 放課後等デイサービス	酒田市南新町一丁目9番 2号

2 処分の概要

(1) 福祉施設ひよっこり島

- 不正請求額 10,636,180円（平成30年4月～令和2年6月分）
- 処分の内容 指定の取消し（効力発生日：令和4年8月1日）
- 処分の理由
 - 別の事業所でサービスの提供を行ったにも関わらず、給付費を請求
 - 個別支援計画の作成が適切に行われていないにも関わらず、給付費を減算せずに請求
 - 常勤の職業指導員又は生活支援員がいないにも関わらず、給付費を減算せずに請求
 - 外食による食事を食事提供体制加算の算定対象として、給付費を請求
 - 利用者と利用契約を締結せずにサービス提供を行い、給付費を請求

(2) 福祉施設ひよっこり島（みかわベース）

- 不正請求額 15,268,160円（平成30年4月～令和2年6月分）
- 処分の内容 指定の取消し（効力発生日：令和4年8月1日）
- 処分の理由

- ア 別の事業所でサービスの提供を行ったにも関わらず、給付費を請求
- イ 常勤の生活介護職員がいなくても関わらず、給付費を減算せずに請求
- ウ 外食による食事を食事提供体制加算の算定対象として、給付費を請求

(3) 福祉施設そら

- ① 不正請求額 28,000,259円
(放課後等デイサービスのみ、平成30年4月～令和3年1月分)
- ② 処分の内容 指定の一部の効力停止 (新規利用者の受入れ停止 (6か月間))
処分期間：令和4年8月1日～令和5年1月31日
- ③ 処分の理由
 - ア 常勤専従の児童発達支援管理責任者がいないにも関わらず、給付費を減算せずに請求
 - イ 常勤職員のうち勤続年数3年以上の者の割合が基準 (30%以上) を満たしていないにも関わらず、給付費を加算して請求

(4) 福祉施設ひよっこり島

- ① 不正請求額 22,863,888円
(放課後等デイサービスのみ、平成30年4月～令和2年4月分)
- ② 処分の内容 指定の一部の効力停止 (新規利用者の受入れ停止 (6か月間))
処分期間：令和4年8月1日～令和5年1月31日
- ③ 処分の理由
 - ア 常勤専従の児童発達支援管理責任者がいないにも関わらず、給付費を減算せずに請求
 - イ 児童指導員数が基準を満たしていないにも関わらず、給付費を加算して請求

(5) なでしこ SHONAI 福祉施設いろは【児童発達支援、放課後等デイサービス】

※ 令和4年5月26日付けで事業所を廃止していることから、今回の行政処分の対象には含まれていない。

- ① 不正請求額 13,536,580円 (平成31年1月～令和2年4月分)
- ② 不正請求の内容
 - ア 常勤専従の児童発達支援管理責任者がいないにも関わらず、給付費を減算せずに請求
 - イ 児童指導員数が基準を満たしていないにも関わらず、給付費を加算して請求

不正請求額 (1) ～ (5) 計：90,305,067円

3 処分日及び処分の効力発生日

- (1) 処分日 令和4年6月24日
- (2) 効力発生日 令和4年8月1日

問い合わせ先：健康福祉部障がい福祉課 課長補佐 (事業指導・医療的ケア児支援担当) 山田 電話 023-630-2679 報道監 健康福祉部次長 柴田
--